

- 京都府議会 12 月定例会で日本共産党府議団を代表して行った代表質問の概要をご紹介します。

光永 敦彦（日本共産党、左京区） 2002 年 12 月 5 日

日本共産党の光永敦彦です。日本共産党府会議員団を代表して、知事ならびに教育長に質問します。

今、厳しい不況で暮らしが押しつぶされそうになっている時に、小泉内閣が進める、いわゆる「総合デフレ対策」をはじめとした一連の国民への痛みの押し付けが実施されるなら、暮らしも日本の経済も取り返しがつかない事態になることは明らかです。

こういう時だからこそ、地方自治体が、国の悪政にきっぱりとモノをいい、暮らしを守る防波堤としての役割を果たせるかどうか、今問われています。11月20日には「不況打開・雇用確保、くらしを守る11・20府市民総行動」が行われ、1200人もの府民が、府庁の回りを取り囲み、「暮らしを守れ」の声を上げられました。今、年末を前に、「年を越すことができるだろうか」という事態が広がっているもとの、従来の延長線上でない対策への高い決意と具体化がどうしても必要です。そういった立場から質問いたします。

府民の暮らしをどう守るのか

命と健康を守る制度の根本を崩す「医療改悪」の中止を

はじめに「府民の暮らし」をどう守るのかについてです。

10月1日から実施された医療保険制度の大改悪による高齢者の1割負担が、暮らしと健康に重大な影響を与えています。私は、改悪が実施された直後から、地域のみなさんと協力して「青空医療費相談会」を行ってきました。その中では、「これまで診療所では1回850円、月2回1700円ですんでいたものが、9300円になった」「これから、どれくらいはらわんとあかんのやろか」と次々と不安を打ち明けられました。京都府保険医協会のアンケートでは、患者さんの51%が十月の窓口負担が増えたと答え、中には「完治していなくても自分の判断で受診をやめていたら、また悪化して、再度受診したら余計にお金がかかった」などの話も出されています。

ところが知事は、これまで我が党の質問に、「給付と負担のバランスを考えた場合、高齢化社会が進展するなか、将来にわたり、持続可能で安定的な医療保険制度を構築することが必要」と、今回の制度改悪は必要との立場を示されました。

しかし、一体知事のいう「持続可能」とは何でしょうか。国民健康保険の滞納世帯数は本府でも68、286世帯と全世帯の18%にもなっているのです。そのうえ来年4月には健保本人が3割負担、保険料そのものも引き上げられ、この保険料は労働者と雇用主が折半のため、国民負担のみならず、不況にあえぐ日本中の会社にとっても負担が増えることとなります。払えないところに負担を増やせば、いっそう滞納が増え、保険証とりあげなどで、医者にもかかれないうこととなります。国民の健康、命を守るための制度が根本から崩れます。

本来、持続可能とするためには、削り続けてきた国庫負担割合を元に戻すこと、高い薬価を欧米なみに引き下げること、早期発見・早期治療の体制を整えることこそ必要です。こうした対策をやらずに、負担ばかりを押しつけるこの大改悪が妥当といわれるのですか。きっぱりと中止を求めるべきですがいかがですか。

【知事】 高齢化社会が進展し、医療保険財政が大変厳しい状況にあるなかで、低所得者の方々にも配慮しながら、みんなで支え合い、将来にわたり持続可能で安定的な医療保険制度を構築することが必要であることから、厳しい判断が迫られるなか、所要の改正がおこなわれたものと考えております。

低所得者、在宅酸素療法に対する減免・補助を 高額療養費受領委任払い制度の実施を

また、私は京都の在宅酸素を取り扱ういくつかの業者からお話を伺いましたが、3400件のうち、10月に治療を中止されたのが239件、うち104件、43.5%が「経済的理由」での中止となっており、先に紹介した保険医協会のアンケートでは、「在宅酸素療法中の患者さんが10月1日より酸素療法を中止した結果、呼吸不全が悪化した」という命にかかわる事例も報告されています。私はこうした大改悪を実施した自民党、公明党の政治に心から憤りを覚えます。

本府として低所得者に対する減免制度の実施、少なくとも在宅酸素療法を受けている患者さんの減免もしくは補助制度が緊急に必要です。いかがですか。

さらに、国保では実施されている高額療養費受領委任払い制度を、今回の改悪で8000円や12000円を超えた方にも制度として実施すべきです。あらためてお答えください。

【知事】 今回の改正においては、在宅医療管理指導を受けておられる方々を含む低所得者への対策として、低所得者世帯における期間限度額の据え置きや低所得者の範囲の拡大など、一定の措置がなされたところであり、今後とも、低所得者の方々への配慮について、引き続き国に対し要望してまいりたいと考えております。

医療費の委任払いについてであります。高齢者医療につきましても、社会全体で支え合うことが重要であり、高齢者の方々にも現役世代と負担を分かち合うために、窓口で一定の額をご負担いただき、限度額を超えた場合について、償還を受ける仕組みになっている制度でありますので、ご理解いただきたいと存じております。

介護保険制度の抜本的改善は待ったなし

国負担を2分の1に戻し、保険料値上げストップを

保険料・利用料減免制度支援を府の責任で

特別養護老人ホーム待機者は3600人、基盤整備の推進を急げ

実施後2年8ヵ月を経過した今、我が党はすべての自治体から介護保険の実施状況と課題について調査しましたが、当初から指摘してきたように矛盾と破綻が噴出しています。

ところが知事は介護保険でも「概ね順調にすすんでいる」「要介護者の増加やサービス利用の増加が介護保険料だけでなく、府の公費負担にもそのまま反映される。そういう負担しなければならぬ仕組みになっており、府としてもこれから毎年大幅な負担増が予想される」と答弁をされました。これは結局、保険料が上がることは仕組み上仕方ないという態度とし

か私は思えません。

今、市町村がすすめている見直しの中で、保険料の大幅値上げが問題になっていますが、厚生労働省の調査では、来年度平均3241円ですが、本府の場合平均3636円となり、市町村別にみても、これまでの保険料の150%近い値上げ予定の自治体もあります。問題は介護費用の2分の1を保険料でまかなう仕組みであり、介護のニーズにこたえればこたえるほど保険料が高くなるようになってきていることです。市町村の担当者からも「せめて調整交付金を25%の枠外にしてほしい」「利用していない人に保険料の値上げは説明しようがない」との声があがっているように、制度の枠内ではもはや解決できず、高齢者も市町村も困り果てているのです。だからこそ、制度の枠に踏み込んで、国の負担を制度実施前の二分の一に戻すことをもとめるべきです。

同時に低所得者への対策が必要です。

私がお聞きした69歳の高齢者の方は、年金1月7万円で一人暮らし。「介護保険料が約3000円、週2回ヘルパーさんに来てもらい、訪問入浴、ベッド利用などで利用料1万5千円。これに医療費を加えると苦しいです。本当は食事の用意もヘルパーさんをお願いしたいのですが、費用のことを考えるとこれ以上は無理で、インスタントラーメンで済ませることが多いです」という事態もあります。低所得者の顔と実態がつかめる市町村では、「制度の枠内ではもはや対応できない」と八幡市や京田辺市をはじめ、制度の枠を超えて、減免制度実施に踏み出しているではありませんか。ましてや保険料滞納者が2000年度末には9411人だったのが、じわじわと増加し今年3月末では12906人となるなど、第一、第二段階で生活保護水準の方の負担の厳しさが際立っているのです。いつまでも「制度の枠内で」などといっている場合ではありません。国の恒久的な低所得者対策を求めることはもちろん、本府として市町村の減免制度を支援すべきではありませんか。お答えください。

また、我が党は、施設、在宅とも基盤整備の推進を要求してきましたが、例えば特別養護老人ホーム待機者は、いまだに府の発表で3600人もおられます。「全国一の水準で施設整備をしている」と言われますが、いったいいつになったら、待機者がいつでも安心して入所できるようになるのでしょうか。第二次介護保険事業支援計画案でも、足りないことは明確ではありませんか。お答えください。

【知事】 これまでから地方自治体の財政負担が過大とならないよう、また、高齢者の経済負担に十分配慮し、必要な対策を講じるよう、国に対して積極的な要望をおこなっているところであります。

なお、介護保険料・利用料の減免等につきましても、国への積極的な要望をおこなっているところでありまして、減免制度の現行制度の積極的な活用を市町村に促しているところでございます。

特別養護老人ホームにつきましては、全国トップレベルの京都府独自の補助制度や融資制度を創設するなど、全力をあげて整備を推進してきているところであり、今後も地域ニーズに的確に対応した整備を計画的に推進していくことにより、待機者の解消をはかってまいりたいと考えております。

暮らしが大変、失業者への生活の保障を

生活保護の申請は憲法25条で定められた権利、「包括同意書」は廃止を

さて、医療や介護だけでなく、暮らしそのものが本当に大変です。「突然リストラにあつて、

なんとか失業保険でつないできたが、仕事はみつからず、いったいこれからどうすればいいのか」など働く能力と意思があり、求職活動を一生懸命しても失業給付も切れて、生活がままならない失業者が半分にも達しているなか、緊急の生活の保障が必要です。

その一つとして生活保護の制度があります。

本来、生活保護は命綱として、貧困におちいった原因を問わずに平等にうけられるはずで、ところが失業者のうち、雇用保険を受給しているのは3割にすぎず、一方で、働ける年齢層の場合には、病気や障害が重くない限り申請が受理されないなどの行政の運用上の問題で、事実上生活保護から排除されている場合があります。現に、私がお聞きした話では母子家庭の方が最近、生活保護申請にいったところ、「まず仕事に就いてから」だとか「再婚したらどうか」など、申請する権利を奪うような対応がいまだに行われているのです。「働きたくても働く場がない、生活保護申請も受け付けてくれない。ならば仕事を探してくれるのか」との声があがるのも当然です。生活保護法には、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を妨げるものではない」という規定があります。事情が急迫しているかどうかの判断は行政がおこないます。それだけに生活保護の申請は、憲法25条で定められた当然の権利であり、法の趣旨にそった適切な対応をすべきです。

また、申請に当たってもう一つのハードルが、家族の資産などの調査を一括して同意する「包括同意書」です。京都府下では、保護申請の際に包括同意書を取っているために、同意書の提出が保護開始の条件となっているのです。ご承知のように秋田県では、今年八月一日から新しい同意書の取り扱いをはじめましたが、その基本的考え方には「包括同意書は廃止」と明記されています。大阪府でも「関係機関と協議して、同意書のあり方について検討する」との答弁があったと聞いています。本府として「包括同意書」の提出が保護の申請要件でないこと、また「包括同意書」そのものを廃止すべきです。いかがですか。

【知事】 生活保護制度は、憲法第25条の規定の理念に基づき、生活保護法において、生活に困窮する方が、その資産、能力などを活用されてもなお最低限度の生活が維持できない場合に、申請に基づき適用されるところであります。こうしたことから、生活にお困りの方のご相談には、できる限り親切丁寧な対応をおこない、すみやかに申請受付が必要な場合には、適切に保護がおこなわれるよう、福祉事務所を指導しているところであります。

また、同意書につきましては、この制度が全国的に統一した取扱いをすべき事務として、法定受託事務とされているところから、国の指導に基づき、生活保護の要否決定において、当該世帯の収入や資産等の調査が必要とされていることから、できるだけ迅速な保護決定をおこなうために、申請者にその趣旨を説明し、ご理解を得て提出していただいているところであります。

本格的な不況雇用対策にふみだせ

次に不況・雇用対策についてです。

いま、深刻な不況やリストラで、京都の有効求人倍率は10月で0・49倍、2人に1人しか求人がありません。完全失業率も近畿は全国一高く7・2%と深刻です。

我が党は、失業者の生活保障と失業者を減らすための当面の緊急対策として、失業手当の支給期間を一年まで延長し、支給期間が切れた後の生活保障制度をつくる、子どもの学費・授業料などへの緊急補助、住宅ローンのつなぎ融資、就職できるまでの自治体でのつなぎ就労の四つを提案しています。みなさんと力を合わせて、これらの実現に全力を尽くす決意を

述べ、質問します。

青年の声に応えた雇用対策、 大企業のサービス残業根絶を

まず、青年の雇用対策についてです。この問題は、青年一人ひとりにとっては人生にかかわる深刻な問題であると同時に、日本社会にとっても重大です。そういう立場から私は今年六月の本会議質問や、決算特別委員会でも、青年の雇用問題を取り上げてきましたが、青年自身が何でも気軽に相談にのれる相談窓口の設置を含む青年の就業支援センターが来年度から実施予定となりました。

ところで、厳しい雇用情勢の中で、リストラ・賃金の未払い・サービス残業、職場での人間関係など仕事をめぐる悩みやトラブルが非常に増えているもとので、青年自身が改善を求める声と行動に取り組んでいることは大変注目すべきことです。その運動のひとつが「働く青年サポート委員会」です。この「働く青年サポート委員会」が今年11月から「青年の労働・就労実態アンケート」に取り組まれています。そして今後、さらにその内容を充実させて、「青年労働白書」を作ろうと呼びかけられています。そこで伺います。

昨年4月6日、厚生労働省がサービス残業に関する通達を出して以降、京都労働局によると、この一年半で14社、9600万円の残業代の支払いが是正されました。先のアンケートの中間集約の中では、労働時間に不満をもっている青年が44%にのぼり、中でも「サービス残業」と応えた青年が突出しています。ある大手自動車メーカーの青年は、事務職と整備職は朝と夕方のタイムカードがあるが、営業職には夕方のタイムカードがない。いつも日を越えて1時～2時頃。日が変わる前に家に帰れると『今日は早いなあ』という実感」と言われるなど、サービス残業が横行しています。こうした事態をどう解決されるおつもりですか。サービス残業が違法であり、改善が必要であることを一刻も早く京都労働局と連携して、大手企業に厳しい指導をすべきです。いかがですか。

しかもこうした事態でも、「どうすることもできない」とあきらめている青年が多いことは重大です。ハローワークにいても、青年の相談や対応に手がまわらないこともあって、本府として就業支援センターを立ち上げることを検討されたのなら、この際、その就業支援センターでの徹底はもちろん、青年団体や労働組合などに本府としてポスターやビラなどを作成して「サービス残業は違法」であることを啓発・徹底すべきです。

また、アンケートの中には「竹中平蔵さんもういいです。小泉さんもういいです。失業者をこれ以上ふやささないような政策をしてください」などの悲痛な怒りの声であふれています。こうした声をどう受け止められますか。先の決算特別委員会で、私の質問に「青年の雇用対策は重要」と応えられましたが、本格的な対策を打つためにも、青年の声を直接聞く場をもつべきです。知事のご所見を伺います。

【知事】 いわゆるサービス残業につきましては、労働基準関係法令に照らして問題が認められる場合には、是正のために権限を有している労働基準監督署において調査、そして勧告がなされる所であり、器用とふといたしましても、これまでから各種セミナーや労働ニュース等により、使用主や勤労者等に対し、労働時間等にかかる法制度の周知啓発に努めている所であり、

また、若年者就業支援センターにつきましては、設置について検討している所であり、いずれにいたしましても、京都労働局の連携しながら、労働条件に関する法制度の

周知徹底をはかってまいりたいと考えております。

さらに、青年層の雇用対策をすすめるうえで、青年の声を聞くべきであるとお尋ねにつきましては、これまでから、新規学卒者を対象とした就職面接会などにおいて、アンケート調査を実施するとともに、その場においても直接意見等をお聞きしているところでありますが、今後とも、いろいろな機会を通じて、幅広い方のご意見を伺ってまいりたいと考えております。

目標をもって、福祉、教育等の充実で雇用確保を 失業者が職につけるまでの公的就労の場を

また、失業者の生活を守ることと仕事を確保することも緊急の課題です。職安、ハローワークに通いつづけているある男性は「もう10回、ここに来ましたが、仕事が見つかりません」と悲痛な表情で話しておられました。失業手当がもうすぐなくなり、生活、子どもの教育費など見通しがまったくつかないなか必死で仕事探しをしておられる人です。こんな方がいまだどんどん増えているのです。

わが党議員団はかねてから、教職員の増員で30人学級の実現、ホームヘルパーの増員で介護・福祉の充実、消防職員の増員で消防力の強化などを提案してきました。福島県は今年4月から小学校1年と2年、中学校1年で30人学級を実施しましたが、これで県が単独で45人を採用しました。少人数学級という県民の願いを実現し、雇用も確保する、このような対策こそいま自治体に求められています。本府の場合、6月の補正予算では、特別養護老人ホームの建設補助などの予算提案で雇用効果の人数を試算するなど考え方の面では一定の前進はしましたが、本格的対策はありません。福祉や教育などの充実として求められている少人数学級、特別養護老人ホームの建設、ホームヘルパーの増員、消防職員の増員など、市町村と協力して、雇用の目標を明確にして取り組むべきだと考えますが、見解を伺います。

また、失業者が職につけるまでの公的な就労の場をつくる必要があります。失業者が数万という大規模ななかで、緊急雇用創出特別対策では、働いた日がたったの一週間程度のものもあることを、わが党議員団が決算委員会で指摘したのに対して、「14年度計画で実雇員人数が4800人程度、民間での雇用を」と言われました。しかし民間では逆にリストラで減らしているのですから、失業者が仕事につけないのは仕方がないという立場ではありませんか。やはり自治体が失業者を減らすための本格的な努力をすること、そのために、次の仕事につけるまでのつなぎの仕事を確保すべきです。お答えください。

【知事】 現在の厳しい経済条件に対応するため、緊急雇用創出特別基金を活用し、地域の実情に即した緊急性の高い事業を実施し、失業者の雇用の確保に実績をあげているところがあります。

しかしながら、本格的に雇用の安定確保をはかるためには、このように雇用の下支えに加え、何よりも民間を中心に産業振興や福祉、医療、教育、環境など今後成長が期待できる分野において、雇用の拡大をはかることが重要であると考えております。このような観点から、現在とりまとめております、雇用創出就業支援計画や京都産業活性化プラン等を中心に、民間の活力を生かした雇用の拡大、職業訓練の充実などによる雇用ミスマッチの解消、緊急雇用創出特別基金を活用した緊急雇用対策の推進をおこなうために、京都府だけではなく、国、市町村、民間も一体となって、柔軟かつ積極的な雇用就業機会の拡大をはかることが必要であると考えております。

地元業者への仕事確保、経済効果抜群の「住宅改修助成制度」を

さて、仕事おこしにかかわって、この間の建築労働者などの大きな運動で、住宅改修助成制度が網野町と京田辺市で実現しました。さらに制度の導入を検討する市町村が出てきていると聞いています。この制度は、地元業者に仕事を依頼し100万円の改修工事をした場合に、その1割10万円を助成するなどというもので、すでに、3年ほど前から全国で実施され抜群の効果があがっています。建築業者の仕事が大幅に減って苦しんでいるなかで、こうした仕事起こしで仕事を確保することこそ、自治体の求められている役割ではないでしょうか。制度をつくって、仕事の確保をすべきです。いかがですか。

【知事】 各市町村において、それぞれの地域の経済事情や財政状況を踏まえた、さまざまな雇用不況対策に取り組まれているところであります。京都府といたしましても、雇用不況対策として、現在、府営住宅ストック総合活用事業に鋭意取り組んでいるところであり、こうした種々の施策があいまって、府内の中小業者の仕事確保につながるよう、これからも努めてまいりたいと考えております。

京都経済の主力、中小企業の経営守るために

赤字中小企業にも課税する外形標準課税導入の要請を撤回せよ

次に、京都の中小企業、零細業者の経営をいかに守るのかについてです。まず、外形標準課税です。

「景気底入れ宣言」から半年、大方の予想通り、日本経済はその後にも深刻な事態が続き、この10月の倒産企業の負債総額が1兆9269億円と戦後第2番目の規模となっています。

中小企業、零細業者の経営が深刻なときに、京都府は、外形標準課税の導入を、「2003年度政府予算案についての京都府の要望」の中でも、「重点要望」の一つとして改めて要望しました。

法人事業税の外形標準課税は、企業が払う給与や、支払利息など本来の経費に課税するもので、当然、赤字の企業にも税金がかかり、圧倒的多数の中小企業にとっても大幅な増税となります。これは困難な中で経営と雇用を守るために努力している中小企業にとって大変な事態となります。だからこそ京都でも商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などほとんどの商工団体が反対をされているのです。

総務省案では、外形標準課税の導入で京都においては400億円の大増税になり、我が党の試算では、8000円が16万円へと20倍もの大増税になる中小企業すらうまれることが明らかになりました。これでは「府財政の安定」という導入目的に反し、中小企業の経営を困難にし、府財政そのものの屋台骨をも危うくするものではないでしょうか。京都府議会では外形標準課税の早期導入を求めている自民党や公明党ですが、反対の声におされて、中央レベルでは自民党・公明党の中ですら反対の声も出され始めています。国に対する法人事業税への外形標準課税の導入要求を撤回すべきです。いかがですか。

【知事】 行政サービスの受益に応じて、税を負担していただくということは、地方税における一つの基本的な事柄であります。また、少子・高齢化社会への対応や環境対策といった行政需要がますます増大しているなかで、今年度の府税収入が実質500億円をはるかに超えるような低収に陥っておりますが、国の厳しい財政難のなかで、交付税の削減の方向が出さ

れるなど、このままでは都道府県が住民のみなさまに安定的、継続的に行政サービスを提供することが非常に難しくなる場所であり、景気に左右されやすい現在の不安定な税収構造を改めていくことは重要な問題であると考えております。

国においても、このような観点から、現在の厳しい経済情勢を踏まえ、外形標準課税について限定的でかつ長期的にわたる段階的な導入案が検討されているところでありますが、私といたしましても、去る2月府議会定例会で議決されました「外形標準課税導入に関する決議」にもありますように、府内経済が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、中小零細企業への十分な配慮を前提に検討がすすめられることが必要であると考えており、国に対してもこの点を強く申し入れているところであります。

中小企業つぶしの不良債権早期処理策の中止を 「貸しはがし・貸し渋り防止」等条例の制定を

また、小泉内閣の「不良債権処理加速策」の、来年3月からのより厳しい資産査定や自己資本評価の手法の導入方針決定を受け、大手都市銀行を中心に「貸し渋り」「貸しはがし」「金利引上げの押しつけ」が、一層激しくなっています。京都でも、都銀による貸し渋りをきっかけに、井上電機、アトムボーイなどの倒産が相次ぎ、京銀や信用金庫でも金利の引き上げや融資の中止の事例があとを断ちません。

知事は中小企業の金融確保を国に求めていると言われましたが、景気を悪化させ、不良債権を増やす小泉流の不良債権処理策の中止を明確に求めるべきです。併せて、地域に根ざし地域の中小企業になくしてはならない地銀や信金にまで、都市銀行と同じ資産査定、自己資本比率を押し付ける今の国の基準を、地銀や信金は別立てで行うように求めることが必要です。いかがですか。

我が党は、今国会に、中小企業と金融機関の公正な取引機会の保障、「貸し渋り」「貸しはがし」の禁止を定めた「地域金融の活性化に関する法律案」を提出し、その実現に努力しています。私は、京都府内で営業する金融機関に対し、「貸付条件を正当な理由なしに変更」、あるいは「貸し渋り」「貸しはがし」を禁止し、府が府内の金融機関の業務内容の報告を受け、その評価を公開する、また「貸しはがし」などの苦情を受けつけ、解決斡旋を行う「審議会」の設置などを盛り込んだ「条例」を、国待ちならず、府として早急に設けることが必要と考えます。知事の見解をお聞きます。

【知事】 国の不良債権早期処理につきましては、厳しい状況にある地元の中小企業に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じることが重要であり、これまでからその旨、国に強く要望してきたところであります。

また、国の定める金融マニュアルにおいては金融機関の規模などにおける配慮が明記されておりますので、これらも遵守、徹底するよう、国に要請しているところであります。

金融制度につきましては、今の国際間にもわたる状況の中で、府県間の境界と言うのはもはやないに等しく、国の法律で決めるべき者と考えております。

京都府におきましては、国に対し中小企業の円滑な金融確保にむけ、金融機関への指導を要請してきたところであります。

借換融資の対象拡大、期間延長を 協会の保証付きプロパー融資も、1月から借り換えの対象に

さらに、借換融資についてお聞きします。先程の答弁で我が党がこれまで求めてきたプロパー融資も対象とすることが表明されたことは歓迎するものです。さらに、借換後の返済期間の延長も含め、改めて知事に借換融資の改善延長を求めます。併せて、国の制度としての「借換融資」の創設を、国に求めるべきです。いかがですか。

知事

【知事】 借換融資は全国に先がけ、京都府と京都市が協調して実施した画期的な制度であります。先程、林田議員にお答えしたとおり、厳しい状況に置かれている府内中小企業者の実態を踏まえ、民間金融機関から信用保証協会の保証付きで借入を行っている資金、いわゆるプロパー資金にまで対象を広げるなど、大幅に制度の拡充を図ってまいりたいと考えております。

なお、京都府といたしましては、従前から中小企業信用保証制度の更なる充実などを国に求めてきたところでありまして、そのような中、先ごろ、中小企業信用保証法の一部が改定され、金融機関の店舗統廃合などにより借入が減少している中小企業者や整理回収機構に貸し付け債権が譲渡された中小企業者の内、再生可能とするものを対象とする新たな措置が取られたところです。

安心して子育てができる対策を 乳幼児医療費助成の小学校入学前までの拡充の決断を

次に、「安心して子育てを」の願いに、本府がどう応えるのかという問題です。

まず、乳幼児医療費の助成制度の拡充についてです。私自身も議会で繰り返し要求してきましたが、この4年間だけで広範な府民のみなさん、「乳幼児医療費無料制度を国と自治体に求める京都ネットワーク」に参加される団体や個人をはじめとして、6回にわたる請願が提出され、先の九月議会でも「どこに住んでいても安心して医療機関にかかりたい」と私の地元・左京区の若いお母さんが、小さいお子さんを連れて制度拡充の請願を持ってこられるなど、運動は今、大きく広がっています。しかしながら、これらすべての請願が、我が党以外の全会派の反対によって否決をされてきた事実は消すことができません。一方で先に行われた「京都府福祉医療制度検討会」でも、委員から「せめて就学前くらいまでは府でとりこんでいただきたい」「どこの市町村でも受けられる制度にレベルアップを府としてとりこんでいただきたい」などの意見が相次いだと伺っています。知事は乳幼児医療費助成制度の拡充の願いが強いことを自覚されていますか。また、乳幼児医療費の助成制度の拡充、とりわけ小学校入学前までに踏み出す決断を知事がすべき時にきているのではないのでしょうか。あらためて伺います。

【知事】 乳幼児医療費助成制度につきましては、さきほど林田議員にもお答えしましたとおり、医療制度改革による今回の改正、市町村の状況、府の財政をふまえ、実施自治体である市町村とも十分連携を図りながら改善について検討をおこなってまいりたいと考えております。

母子家庭の命綱である児童扶養手当削減の撤回を求めよ

また、子育て支援が必要な時、児童扶養手当を削減することは許せません。「5年たったら手当が削減されるなんて、子どもが高校に入って、一番お金がかかるときなのにひどすぎる。母子家庭の子どもは教育を受けるなということか」これはあるシングルマザーの声です。京都府内でも約2万1千世帯の母子家族がおられますが、お母さんの平均年収はわずか229万円で、一般世帯のわずか3分の1です。パートのかけもちなど劣悪な条件で働き、必死に暮らしている母子家庭にとって、児童扶養手当はまさに命綱です。これを「自立」の名のもとに支給制限を厳しくし、削減するとは、この寒空の下に母子を放り出すような本当に冷たい仕打ちです。国会の参考人質疑でも6人の参考人のうち、4人が今回の改悪を批判しています。ところがこの質疑で公明党議員は「みなさんの気持ちはわかります」などといつつ、児童扶養手当の削減を強行したのです。知事は、今回の児童扶養手当の削減について、どう受け止めておられますか。撤回を求めるべきではありませんか。お答え下さい。

【知事】 児童扶養手当は、離婚や死別などによる母子家庭の経済状態に着目した自立支援であり、今回の改正は、従来収入に応じた二段階の手当額のため、収入増加に伴い手当額が大幅に減額になる場合があったことから、所得に応じた手当額がきめ細かく設定されるようになっておりますが、京都府におきましては、母子家庭の雇用状況、生活実態の特段の配慮を行うよう国に対して要望しているところであり、今後とも制度改正の実態をふまえて母子家庭の自立を支援するための総合的な施策がはかられるよう働きかけてまいりたいと存じております。

子どもの放課後の生活を守るために、学童保育の補助対象基準人数の引き下げ、大規模学童の施設拡充等への支援を

母子家庭には、冷たく「自立」を強要する一方で、子育てしながら安心して働ける環境整備の方は貧困です。この点で、学童保育の問題について伺います。今年の10月「第37回全国学童保育研究集会」がここ京都で開かれ、約4千人の父母や指導員が参加されました。私も参加しましたが、学童保育が子どもの放課後の生活を守り、親の働く権利を保障することとどまらず、子どもたちにとってかけがえのない成長の場となっていることにあらためて感動しました。働く女性の増加、学校5日制、子どもを巻き込んだ犯罪の増加等の中で、学童保育の役割がいよいよ求められています。学童保育が児童福祉法に基づく事業となって四年が経ち、府下でも新たに設置する市町村が生まれていることをふまえ、二点伺います。

まず、過疎地の学童保育についてです。現在、府下で学童保育のない自治体は私どもの調べで12町あります。その中には美山町や三和町など、設置してほしいという父母の切実な願いがあっても、子どもの数が補助基準に満たないために、なかなか設置にふみきれずにいる自治体もあります。国の制度では小規模学童は概ね10人です。不況で共働きが増えており、人数にかかわらず子どもの放課後をなんとかしてほしいという願いは当然ではないでしょうか。補助対象を5人以上に引き下げている県が、お隣の滋賀県をはじめいくつもあるのです。本府でもそういった制度へとあらためるべきですがいかがですか。

また、都市部での学童保育の待機児童と大規模化の問題への対策も必要です。私の地元左京区にある学童保育のいくつかもすし詰め状態です。しかも、こうした問題を改善する見通しもないままに、京都市が10月から学童保育の有料化を強行したことに、市民の批判が集

中しています。

また綾部市、長岡京市などでは国基準の70人を超え、木津町、精華町などでは40人から60人の児童数の学童となっており、待機者も多いのが実情です。本府として、希望するすべての子どもに入所を保障するとともに、こうした大規模な学童にふさわしい施設拡充や指導員配置等への独自支援を行うなど制度を拡充すべきと考えますが、いかがですか。

【知事】 放課後実施の児童クラブについてであります。これまでから国制度を積極的に活用し、その活用を図るとともに、平成12年度から府独自の補助制度を創設し、国制度にのらない小規模クラブの助成にも努めてきたところであり、その結果、実施市町村数およびクラブ数は着実に増加しているところでもあります。なお、国に対しまして施設整備や指導員配置にかかる補助内容の拡充をはかるとともに、適応対象となるクラブの拡充について要望しているところであり、引き続き放課後児童の健全育成をはかる立場から施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

不況の下、教育費の父母負担の軽減、私立高校授業料減免の改善を

次に、教育の問題について二点伺います。

まず父母負担の軽減についてです。府立高校の授業料は全日制で年間11万1600円です。親が失業した人はもちろん、給与が下がってきているもとので、この負担は大変です。本府は今年度から、授業料減免の所得基準を緩和し、概ね年収490万円程度までは全額免除とされました。この制度が対象者のすべてに活用されるよう徹底されることをまず求めておきます。

一方、高校のなかでも私立の場合は、授業料が年間4~50万、その他の納付金を入れると初年度70万円程度もかかる場合もあります。これに対する本府の補助金は学校が減免した場合に適用されるものです。ほとんどの私立高校が減免制度を設けたとはいえ、制度の内容は学校によってまちまちで、他府県の私学に通う生徒は適用外です。京都府内に在住する私立高校生をすべてを対象者にした府の責任の減免制度へと改めるべきです。

また、私学の高校生・父母に直接支給される「直接助成」は、負担の軽減に直接つながるもので重要です。現在、年間4万4000円ですが、この金額になったのは5年前です。この際、引き上げて、父母負担の軽減をはかるべきと考えますが、いかがですか。

私学に対する補助について本府は、国の補助金が毎年増えているにもかかわらず、それに見合う増額をしていません。これも改めるよう指摘しておきます。

【知事】 次に私立高校に対する高等学校費軽減補助や授業料減免事業等の補助制度ですが、この制度は京都府における高等教育の中でまかされている私学の重要な意義を踏まえ、生徒の負担を軽減し、また在校生徒が経済的理由により途中で学業を断念することのないよう私学と京都府が連携して進めることを基本に、相互の協力のもとで築いてきたものであり、各校の運営を尊重しつつ学校の当該生徒に対する進学相談等とあいまって援助を進めることが重要と考えております。

この補助制度につきましては、これまでから改善に努めてきており、特に減免措置については、すべての学校で制度が設けられ、生徒が円滑に利用できるよう努めていただいているところでもあります。特に今年度は昨今の雇用経済情勢等を踏まえ、厳しい財政状況の中ではありますが、高校を対象とする補助金のうち転職失業等を理由とするものについて、補助率と補助限度額を引き上げる特別対策を実施したところであり、これにより減免実績も増えてきているところでもあります。本府といたしましては、今後とも私学との緊密な連携を図りな

がらながら、父兄の皆様の負担軽減にかかる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

府として、少人数学級に踏み出せ

京都市との協議、市町村からの協議に同意を

教育の問題の二つ目は少人数学級についてです。

9月の議会でもわが党議員団が、少人数学級は全国の流れであり、その教育的効果が立証されている例を紹介しましたが、これに対し、「今年度から小学校1年生、31人以上の学級に複数の教員を配置し、実質的には20人から30人程度の少人数教育を実施しており、教育現場からも『教育的効果はあがっている』と聞いている」と答弁をされました。

また先程、文部科学省が補助金をつけている特定教科の能力別「少人数授業」「少人数学級」「教科担任制」を引き続き検討する答弁がありました。本府は「財政健全化」の名のもとに教職員を900人減らす計画を立てて実行していますが、これをやめれば少人数学級ができるのです。

そこで伺いますが、なぜ少人数学級に踏み出さないのか、お答えください。すでに京都市は来年度から小学校1年生で35人学級にするとして、本府教育委員会と協議にはいつていると聞いていますが、これを認めることを明らかにすべきです。いかがですか。

また私どもは本来、府が率先して実施すべきと考えていますが、府下市町村が独自に実施する場合は「同意」するよう求めますがいかがですか。

【教育長】 少人数教育であります。本教育委員会といたしましては、一律に学級規模を小さくするのでなく、現在府内の小学校1年生31人以上の学級で複数教員による指導を実施しており、現場の教員や保護者の方から「児童の学習習慣の定着などに効果がある」と好評を得ているところであります。

また「学び教育の推進プラン」の検討を進める中でも、低学年の場合には複数教員の指導が効果があがるという意見が多く出ており、まず複数教員による指導を、2年生まで拡充することを重点事項とする最終案をまとめたところであります。

また少人数学級につきましては、習熟度別授業と教科担任制の導入と併せて引き続き検討することとしております。

京都市の35人学級であります。京都市教育委員会より協議について依頼がありましたので、今後十分話を聞いた上で判断してまいりたいと考えております。また、府内のほかの市町村から協議がありました場合にも、同様に対応してまいりたいと考えております。

COP3・水フォーラム開催地 京都の環境、景観の保全に本格的対策を。廃棄物不法投棄規制条例に「発生抑制、削減」の明記を

次に、環境や景観を守るための本府の取り組みについてです。

まず不法投棄を規制する条例についてです。

本議会に条例案が提案されていますが、わが議員団は、被害を受けている住民のみなさんの切実な声を取り上げ、一貫して不法投棄を規制する条例の制定を求めてきました。今回の提案は、不法投棄の根絶を願う広範な府民の声とわが党議員団の議会での追及が実ったものであり、提案されている内容は法の不備を利用した悪質な事例に歯止めをかける役割を果たすものと評価するものです。

同時に指摘しておきたいのは、府の住民の立場に立った毅然たる姿勢と廃棄物の発生抑制、減少を廃棄物行政の根本に据えることが必要ということです。わが党議員団は、独自の調査と検討をもとに、10月に「不法投棄規制条例を実効あるものにするための提案」を発表し、府内の関係者のご意見をお聞きしてきました。ある町の行政関係者の方は「元を断たなければイタチゴッコ。企業の責任を明確にしいかに減量化を進めるか」と意見を送ってきていただきました。

実効ある廃棄物行政の前進には、企業責任を明確にした廃棄物の発生抑制、削減を条例の中心に据え、条文として明記することが必要だと思いますがどうですか、お答えください。

【知事】 次に自然環境の保全についてであります。府民の安全で快適な生活をおびやかす地域の良好な自然環境を破壊する不法投棄に対しては、初期の段階で迅速かつ的確に対応することが重要であることから、今府議会に提案しております京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例では、京都府独自の措置として自社産業廃棄物の保管用地の届け出制度、産業廃棄物の積み上げを許さないための搬入一時停止命令、これらを担保する罰則などを予定しております。

ご指摘の廃棄事業者の廃棄物を発生抑制等は当然事業者において取り組まれるべきことであり、本条例においてもその責務を明確にするとともに、現在検討を行っている京都府の循環型社会形成計画において排出量の数値目標を定め、その削減にむけ取り組みを進めることといたしております。

産業廃棄物の投棄・処理施設等から「水を守る条例」を

また京都の水と水環境を守ることも大切です。来年3月に第3回世界水フォーラムが開催されます。京都の歴史と文化は、水が生み出したものともいえるほどの密接な結びつきを持っているだけに、世界の水の問題を語り、解決しようとする水フォーラムが開催されることは大きな意義をもっています。

そして京都府にとっては、いまの京都の水とそれをとりまく環境が抱えている問題に率直に目をむけ、その解決に真剣に取り組むことが「水フォーラム」の成功につながるのではないのでしょうか。

ところが京都を代表する鴨川の源流はどうでしょうか。上流には、産業廃棄物の中間処理施設が建設され、焼却の煙が山を覆い、産廃の焼却物が河川に流れ込んでいます。また木津川の上流、南山城村高尾の高山ダムの湖面に面した斜面には、大量の不法投棄が行われ、放置されています。この下流域では府営水道の取水が行なわれているのです。知事は、水フォーラムに向けての新聞座談会で、「京都のすぐれた景観や環境の保護に力を入れている、環境問題で世界に発信したい」と述べておられますが、いま指摘しましたような問題をそのままにしては、開催地として恥ずかしい限りではありませんか。

不法投棄自体を取り締まることはもちろん必要ですが、飲料水の水源になっている地域などでは、廃棄物処理施設も含めて規制することが必要です。わが党議員団は、この機会にそれぞれの問題の解決を求めるとともに、地下水も含めた水源と水環境の汚染を防ぐための条例、水を守る条例の提案を呼びかけるものです。知事のお考えをお聞かせください。

【知事】 また豊かな水環境を保全することは、市民の安心安全を守る立場からも重要であり、環境を守り育てる条例や水質汚濁防止法などに基づき排水規制の実施や、下水道整備をはじめとする生活排水対策を積極的に推進するとともに、今回の条例による対処や、市町村

や府民、関係団体などと連携した、府民不法投棄防止対策など河川美化等の保全活動をさらに推進していくなかで、今後とも水環境保全のための課題をしっかりと見つけ、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

半鐘山乱開発にストップかけ、「京都の景観守る条例」を

さらに京都の景観をどう守るのかについてです。

私の地元、左京区北白川、世界遺産銀閣寺のたもとにある東山36峰のひとつ半鐘山をそっくり削って宅地開発をする計画に、私は住民のみなさんといっしょに反対し運動に取り組んできました。もともと、左京区は歴史的遺産と緑、そして住民の暮らしが交わって、街なみや景観を作り出してきました。ところが、左京区的一条山は「モヒカン山」として全国に有名になるなど、開発最優先に進められる中、住民の近くに身近に存在する里山や自然が次々と失われ環境や景観に大きな影響を与えてきています。私が、この半鐘山の宅地開発問題にとりくんだきっかけは、これ以上、京都や左京の自然を破壊されるのはごめんだという熱い思いからです。すでに計画が持ち上がってから5年以上が経過しました。5424人が京都市に提出された「緑地の保全」を求める請願は全会一致で可決されたにもかかわらず、京都市は、京都府と相談のうえ開発許可を出しました。その後、住民2053名が開発審査会に開発許可の取り消しを申し出、却下されたものの、京都の場合は開発の際に、景観や環境、住民合意が必要であるという重要な提起が審査会からなされました。その後、現在も住民は開発許可取り消しを求めて裁判を闘っておられます。

銀閣寺は世界遺産です。その世界遺産の周辺環境が壊されることに対し、今年五月、ユネスコ世界遺産センター所長フランチェスコ＝バンダリン氏から「調査を始めている」という手紙が届き、フランスの新聞「ル・モンド」紙が「歴史都市京都の乱開発」として取り上げる中、今年九月には地元住民の代表が、フランス・パリに向かいユネスコ世界遺産センターと、その調査を担当するNGOのイコモス委員会へ、保全勧告を出してもらうため直接申し入れをされました。半鐘山は世界遺産銀閣寺のバッファゾーン、いわゆる緩衝緑地帯であり、銀閣寺が世界遺産であり続けるためには、半鐘山を開発から守らなければなりません。ところが、日本政府は、ユネスコに対し、世界遺産に銀閣寺を登録する際に、関連資料として「文化財保護法」を提出しているのみで、古都保存法などバッファゾーンを保全する規制法に関する資料などは一切提出していません。

地元住民のみなさんは、12月15日に、京都府会館会議場で、元世界遺産センターチーフの方などを招き「古都の世界遺産が危ない！～銀閣寺バッファゾーン・半鐘山の保全を考える」シンポジウムを予定されています。

そこで伺います。知事は、COP3開催地の京都、左京区で世界遺産の周辺環境が著しく破壊されようとしているときに、国や京都市に対して半鐘山を古都保存法にもとづく歴史的風土特別保存地区指定や緑地保全地区の指定などで里山を守るための意見を述べるべきではありませんか。

さらに、京都は京都らしく、景観や環境をまもるための「京都モデル」と言われるような役割を果たすためにも、この際、不法投棄防止条例、水を守る条例に続き、わが党がくりかえし提案してきた「景観保全条例」を制定すべきです。いかがですか。

【知事】 良好な景観や自然環境を保全するためには、各市町村がそれぞれの歴史や文化、

風土に育まれた地域の資源を有効に活用し、地域の住民の方々とともに、魅力ある地域づくりを主体的に進めることが何よりも重要であると考えております。

本府におきましても、このような京都の活動を支援するため、京都府都市景観形成マニュアルを作成し、市町村において地域の特性を生かした景観形成がはかれるよう助言や協力をしているところであり、京都市におけるご指摘の点につきましてもこのような観点から、歴史的風土特別保存地区および緑地保全地区の指定権限を有し、地域づくりに責任をもつ京都市の意向をまず尊重すべきではないかと考えております。

市町村合併の押し付けやめよ

強制合併反対を決議した「町村長大会」を、どう受け止めるか

住民の合意がない丹後6町の合併強制でなく、合併しない自治体の支援を

次に、市町村合併の問題です。

11月27日に全国の町村長さんたちは大会を開いて、「強制合併反対」、「小規模自治体切り捨てるな」など四項目の緊急重点決議をあげました。山本文男町村会会長はあいさつのなかで、「小さい市町村の権限を縮小するなどは地方自治や地方分権の理念にも反する、規模の小さい市町村の切り捨てるは横暴極まりないもので、絶対に容認できない。」「まさに町村自治は存亡の危機にある」などと厳しく告発されました。

知事はこれまで「市町村が自主的に判断される」といってこられました。が、町村長大会の内容をどう受け止められますか。また合併の強制が憲法の定める「地方自治の本旨」に反するものと思われませんか。お答えください。

また、府内での合併の問題についてですが、11月22日に開かれた丹後六町合併協議会では、「住民説明会がおわっていない」「住民の理解を十分得られていない」「本日決定するのは問題」との異論が多く出て、採決すべきかどうかについて、久美浜と大宮の町長を含め出席委員の四分の一が反対したにもかかわらず、「合併の方式」「合併の期日」「新市の事務所の位置」の決定を強行しました。知事は、「市町村が自主的に決める」と言ってきましたが、これで住民の合意ができたとは考えられません。これまでのような政府の言いなりでの市町村合併の押し付けをやめ、合併しない市町村を支援すべきです。あわせてお答えください。

【知事】 合併は地方自治の根幹にかかわる重要な問題であることから、市町村、議会、住民の皆様方による自主的具体的な議論を十分に踏まえることが重要であると考えております。先日の全国市町村長大会の決議は、国、地方通じて極めて厳しい財政状況のもとで、現在進められている合併をはじめ、市町村の行財政に関するさまざまな論議や諸制度の見直しについて、このやり方いかんによっては、市町村が地域の将来や住民の福祉に対する責任をまっとうできなくなるのではないかと強い懸念や危機意識がこの決議に表れたものと受け止めております。

市町村の合併につきましては、国においても自主的な合併を推進するとされているところではありますが、私といたしましては、市町村の住民の意向を踏まえて、その役割をしっかりと果たしていくためには、行財政基盤の充実が重要であり、今後とも引き続き各地域において合併問題など市町村の今後のあり方に関する実質的な取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。また同時に、市町村の税財源の充実確保に対しても国に強く求めてまいりたいと考えております。

次に丹後6町の合併協議についてであります。町議会の議決を経て、本年4月に合併協議会が設置されて以来、継続して精力的に議論が続けられており、先月開催された第6回の協議会において、合併の地域や、方式、事務所の位置といった、基本項目が了解されたところでもあります。これは住民意識調査など、住民の幅広い意見をふまえた結果であると考えておりますが、今後、合併の手続きが進めば、各町の議会において判断が打ちだされることとなっております。

また自主的な合併を目指そうとする地域では、円滑な合併が進むよう支援をすることにしたしておりますけれども、市町村に対する支援につきましては、これまでから広域的な交通基盤の整備をはじめ、地域産業の活性化、少子高齢化対策など地域の課題に市町村と連携して積極的に取り組んでいるところであり、今後とも、その役割を十分に踏まえながら、市町村の実質的な地域づくりの支援を推進してまいりたいと考えております。

「住基ネット」の接続はただちに中止を。プライバシー侵害の恐れ

市町村で問題になっていることの一つに住民基本台帳ネットワークがあります。8月から実施された住基ネットは、プライバシーの侵害になる恐れがあるなどの理由で、京都府内でも、住基ネットについての市町村からの通知の受取拒否が3000人を超えています。横浜市はネットへの参加・接続を個人の判断にするなど、全国でもネットに参加しない自治体が出ており、自治体には、住民のプライバシーを守る真剣な対応が求められています。

ところが、先日の決算特別委員会では、住基ネットシステムのアクセスログ、つまり自分の情報が「どのように使われたかの記録を開示する仕組みになっていない」と、府の個人情報保護条例に反する旨の答弁が行われました。

これは重大な発言です。わが党議員は、今年2月の予算委員会、6月の総務委員会でこの問題を取り上げ、8月には接続中止の申し入れを行ってきました。これに対して府当局はプライバシー保護に必要な措置が講じられていると答えてきたのです。いまこのような府条例に反するような事態が明らかになった以上、住基ネットの接続を直ちに中止すべきです。知事の決断を求めます。

【知事】 住基ネットにかかる個人情報につきましては、法律においてできる限りの保護措置が講じられているところであります。一方住基ネットが実施される中で、自己情報の提供状況について本人が確認したいという要請について議論がなされているところであります。

現状では、住民基本台帳法が本人確認情報の情報先や提供目的を明確にしていることから、本人確認情報の利用提供状況を個別に開示する仕組みを設けることにはなっておらず、アクセスログ、搭載履歴につきましては、検索できる仕組みとはなっていないところであり、また指定情報処理機関においては開示制度が設けられていないところでもありますので、個人情報開示請求の対象となるものがないため、条例に反するものではありませんが、住基ネットに対する信頼性の更なる向上のため、京都府をはじめ全国の都道府県から国に対し、完全な形でのアクセスログが記録できるようにシステムを改良されることや、指定情報処理機関における開示制度の創設などを要請しているところであります。

住基ネットにつきましては、ひきつづき個人情報の保護に十分留意しつつ、府民に信頼される安心かつ安全な運用に取り組んでまいり所存であります。

イラク問題の解決は国連「安保理」決議に沿った解決を イージス艦派遣は許されない。有事法制に反対せよ

最後に平和の問題です。

いま、イラク問題をめぐって、戦争か平和かのきわめて重要な局面を迎えています。

11月8日、国連の安全保障理事会は、決議1441を全会一致で採択し、イラクでの査察が始まっています。

この決議は、平和的解決を求める声を背景に、イラクに不履行があった場合、安保理に協議して今後の措置を決めることを明記したもので、国連の枠組みのなかで問題を平和的に解決する可能性をつくりだしたものです。

ところが、アメリカのブッシュ政権は、決議採択、イラクの無条件受諾表明後も、「決議はアメリカの手をしるものではない」「武装放棄をしないなら、アメリカが武装解除させる」とくり返し言明しています。もし行動にでるならば、国連憲章を無視した先制攻撃となるだけでなく、自らも賛成した決議の手続きをも無視したことになります。

今必要なことは、イラクには義務をはたすこと、アメリカには一方的なイラク攻撃計画をやめるよう求める声を広げていくことではないでしょうか。そのためにも政府やアメリカにたいして、「安保理」の決議にそった解決を求め、アメリカは一方的な攻撃をするなど要求すべきだと考えますが、いかがですか。

また、先制攻撃反対の国連憲章の立場を最も徹底して実行しようという憲法9条をもつ日本が、アメリカの無法に協力することは絶対に許されません。ましてやイージス艦の派遣決定などともありません。舞鶴港にもイージス艦「みょうこう」が在籍しているのです。いま、国会で審議されている有事法制は、アメリカのねらっているイラク攻撃計画、危険な戦争計画に日本をまきこむものであり、廃案にすべきです。知事として、有事法制にはキッパリと反対すべきだと思いますが、いかがですか。

【知事】 次にイラク問題についてであります。小泉総理はさる9月14日の国連総会において「国際協調を維持し、国連を通じたいっそうの外交努力が重要」と表明し、政府においてもイラクが安保理決議を履行することを強く求め、必要な外交努力を継続する方針を示したところであります。国連安全保障理事会は、大量破壊兵器などについての無条件、無制限査察などを求めた対イラク決議を採択し、イラク政府はこの決議を受け入れて27日から国連による査察が実施されているところであります。

私も安保理決議に基づく、査察が誠実に履行され、また国際協調と外交努力の上に対処がなされるべきだという考え方に立ちながら、この問題が平和のうちに解決されることを望み、さらにテロなどを含め戦いのない世界の恒久平和が早期に確立されることを願うところであります。

有事法制についてであります。有事に関する法制を整備することはわが国が法治国家である以上、超法規的事態を生じさせないためにも、民主主義の基本からして当然のことであると考えております。政府では先般、国民保護法制の輪郭を示されるなどさまざまな検討が進められておりますが、これらの法制整備にあたっては、府民の皆様の安心安全を守る立場から、国と地方の役割や責任と権限についての明確化など、引き続き地方の意見が反映されるものとして整備されるよう、国に対し強く求めてまいりたいと考えております。

新しい政治の流れ

税金の使い方を改め、暮らしを応援する府政へ全力あげる

いま、全国で新しい地方政治の流れが広がっています。長野県では、田中県政のもと、9月議会で、二つのダム事業の中止と河川改修案が全会一致で可決しました。そして暮らしや福祉、教育に予算配分が重点化されています。熊本市では、川辺川ダムの建設反対、30人学級などの公約をかかげた幸山氏が市長に当選、尼崎市でも、自民、公明、民主らの推薦を受けた現職候補を破って、我が党支持の白井氏が当選されました。こうした一連の結果は、「住民の命と暮らしを守る」べき自治体が、国いいなりに開発会社化、営利企業化していくことに対し、住民が、「もう黙ってられない」「自治体らしい自治体」をとりもどそうと、動き始めたことをしめしているのではないのでしょうか。本府でも、我が党がいつかんとて追及してきた、丹後リゾート、学研都市開発など次々と破綻しています。それでも京都市内高速道路の建設にしがみつき、畑川ダムの建設はすすめる。これらは自治体の本来の役割を投げ捨てるものです。

21世紀のキーワードは住民が主人公です。私は府民生活の再建なくして京都経済の再建なしという立場から、税金の使い方を改め、住民が主人公の「暮らしを応援する府政」へと改革し、地方自治の希望ある新しい流れを本流にするため、立場の違いを超えて府民のみなさんと力を合わせて全力を尽くすことを申し上げて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

光永議員の再質問

知事は厳しい暮らしの実態がわかっているのか

答弁を聞いていて、知事はほんとうに、いま府民の厳しい暮らしの実態をおわかりか、というふうに私は感じました。そこで数点伺います。

赤字企業から税金を取る外形標準課税が営業を圧迫することは明白。 「導入反対」の業者の声にどう応えるのか。

まず、法人事業税の外形標準課税についてですが、知事は「府財政の安定」というのを口実に、その導入を求めておられるようですが、赤字企業を支援することが府の役割なのに、そこから新たに税金を取るといことは、「中小企業への配慮」どころか、営業を圧迫し、ましてや府の財政そのものも圧迫するものになるのではないかと思います。だからこそ、反対すべきという声広がっているわけですから、この声にどう応えるかお答えください。

乳幼児医療費助成制度の小学校入学前までの拡大を知事が決断せよ

二つ目は、乳幼児医療費の助成制度。これは「改善の方向で検討」（と答えられましたが、）

「検討」「検討」ということが繰り返し言われていますが、市町村でいま、制度が広がって、小学校入学前まで、いよいよ府がやらざるをえないという状況にきています。福祉医療制度検討会でも、実施の声があがっているのはご承知のとおりと思います。あとは知事の決断だと思しますので、この場で決断をしていただきたいと思います。

医療制度改悪で負担が増えている。減免・助成が必要と感じないか

三つ目は、医療制度の改悪についてです。特に、私はこの10月からの改悪でほんとうに負担が増えているというふうに実感しています。なかでも在宅酸素療法をされている方は、24時間、1カ月機械を動かすと、いったいいくら電気代がかかるか、ご存知ですか。大体4～5千円かかります。医療費がそれに加えて1万円から2万円、そして重症老人健康管理事業にも該当しないという制度になっている。こういう人たちに減免あるいは助成制度が必要と感じないのですか。お答えください。

半鐘山開発による景観破壊は明白。京都市に「やめよ」と言うべき。

最後に半鐘山問題です。北白川の半鐘山がいま、開発の危機にさらされています。「市の意向を尊重する」というが、制度は私は十分わかっています。その上で聞いているのですが、悪いことは府・市協調しなくてもいいと思います。市が開発許可をおろすのだったら、このままでは景観が守れないということは明らかですから、これについて知事として、市に「やめるべき」と言うべきではないでしょうか。なぜ言わないのですか。お答えください。

再質問に対する知事の答弁

外形標準課税についてであります。ご存知のように、銀行税に見られますように、大企業においても現に受益を受けながら、赤字のなかで、サービスのなかで、税を払われている場合もあるわけですから、われわれといたしましては、ちゃんとした税源を求めるために、中小企業にも十分配慮した形で導入をお願いしているところであります。

乳幼児医療費助成制度につきましては、先ほど、林田議員のご質問にもお答えしましたとおり、医療制度の改革等による今回の改正内容、京都の状況、府の財政を踏まえ、市町村とも十分連携をはかりながら、改善について検討をおこなってまいりたいと考えております。

介護保険料・利用料の減免につきましては、これまでからも同様でございますけれども、国につきましては、さらに減免の要望をおこなってまいりたいと考えております。**医療制度**につきましては同様でございます。

半鐘山についてですが、最初から申し上げておりますように、地方分権のなかで、しっかりと地域の住民の方々とともに、現在、市町村が連携をとりながら、地域づくりをすすめているわけですので、府としましては、そういったなかで、しっかりと京と市の意向を尊重していくことが、地方分権のなかで必要ではないかというふうに考えております。

12月府議会報告会のご案内

12月議会の内容、近く発表の府議選重点政策について報告します。

ぜひご参加ください。

12月18日（水） 午後6時30分～

社会福社会館 第3会議室

京都市上京区堀川丸太町下ル西入ル（二条城北側）